明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件
（東北地方整備局二〇七～二一二）　一
○道路に関する件
（関東地方整備局四七四～四七六）　二
○道路に関する件
（北陸地方整備局一〇五～一〇七）　二
○道路に関する件
（近畿地方整備局二四一～二四三）　三
○道路に関する件
（中国地方整備局一五六～一五八）　三
○道路に関する件
（九州地方整備局二〇七、二〇八）　四
○道路に関する件
（北海道開発局一三一）　四
〔官庁報告〕
国家試験
通関士試験合格者（財務省）　七
平成二十六年度ＩＴパスポート試験（経済産業省）　七
平成二十六年度春期情報処理技術者試験（同）　七
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十五年度平成二十五年九月分）（財務省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構平成二十四事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社工事区間変更、西日本高速道路株式会社社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、住宅型式性能認定関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　四四

告示

○東北地方整備局告示第二百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大館市川口字長里一一二番一から同市釈迦内字狼穴一二九番一まで	前	BA 一〇・八〇～一一・二〇～四九・四〇（メートル）	一二・三七六（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一〇・八〇～一一・二〇～四九・四〇	一二・三七六	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市沼館字神田表一三九番から同市商人留字坂下五二番一まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月三十日十五時三十分

○東北地方整備局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　路線名　日本海沿岸東北自動車道

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市商人留字坂下三二番から秋田県鹿角郡小坂町小坂字田沢三二番四二まで	前	一一・九〇～一六八・二〇（メートル）	一三・七三三（キロメートル）
	後	一一・九〇～一〇六・三二	一三・七三三

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百十号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
日本海沿岸東北自動車道	大館市商人留字坂下三二番から秋田県鹿角郡小坂町小坂字田沢三二番四二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月三十日十五時三十分